

日本臨床微生物学会認定医制度規則

平成 24 年 1 月 20 日制定
令和 2 年 10 月 28 日改定
令和 6 年 2 月 9 日改定

第 1 章 総 則

第 1 条 日本臨床微生物学会（以下本学会という）は、臨床微生物学と感染症検査法の進歩に呼応して、これらに関連する臨床検査の健全な発展普及を促し、それを実践し、また指導と教育を行える優秀な医師を養成することにより、医療に貢献することを目的として、本制度を設ける。

第 2 条 前条の目的を達成するために、本学会は日本臨床微生物学会認定医（以下認定医という）を認定する。

第 3 条 本制度の運営のため、日本臨床微生物学会認定医制度審議会（以下審議会という）を設ける。

第 2 章 認定医の使命

第 4 条 評議員、幹事、理事など学会運営に関わる会員は、本認定医を取得することが望ましい。認定医は認定臨床微生物検査技師、ICMT と協同で以下の活動に取り組む。

1. 地域・院内における臨床微生物検査に関する教育・指導を行う（施行細則 3 参照）。
2. 本学会の臨床微生物検査推進のための活動に参加する。
3. 臨床微生物検査に関する知識の更新に努める。

第 3 章 審議会

第 5 条 審議会は第 1 条に掲げる目的を遂行するために必要な事項を所掌し、認定医の認定業務などを行う（施行細則 1 参照）。

第 6 条 審議会会長は理事会が選任し、理事長が委嘱する。

審議会は、委員長が推薦し理事会の議を経て承認された委員によって構成され、理事長が委嘱する。

第 7 条 審議会の委員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。

第 8 条 会長は審議会を召集し、管掌し、本制度の円滑な運営を図る。

第 4 章 認定医申請資格

第 9 条 次の条件を全て満たす場合、申請できるものとする。

1. 日本国の医師免許証を有する基本領域の専門医資格取得者であること。
2. 本学会の会員であること（会員歴は問わない）。
3. 認定医のための指定講習会で一定の単位を取得した者であること。

第 5 章 認定申請の要項

第 10 条 認定を希望する者は、次の各項に定める書類を審議会に提出する。

1. 認定申請書
2. 医師免許証のコピー
3. 申請料（施行細則 2 参照）
4. 規定の単位取得証明書（施行細則 3 参照）
5. 申請書類受領連絡用はがき 1 枚（官製はがきの表面に申請者の住所・所属・氏名を記入）

第 11 条 審議会は認定医申請者に対して試験を実施（施行細則 4 参照）し、その結果と書類審査などを総合的に評価し、可否を理事会に報告する。

第 12 条 認定申請の期限は毎年 9 月末日とし、審議会は毎年 1 回審査を行い認定する。

第 13 条 本学会は認定された者に対し認定証を交付し、学会誌とホームページに名簿を掲載する。

第 14 条 認定期間は 5 年間とし、認定更新の審査を経なければ、引き続いて認定医を呼称することはできない。

第6章 認定医の資格の更新

第15条 審議会は、認定を受けてから5年を経たときに、審議会の定める要件（施行細則5参照）を充たした者について、認定更新申請書類の審査を行い、資格を更新し、認定証を交付する。また、学会誌とホームページに更新者名簿を掲載する。更新を希望する者は次の各項に定める書類を審議会に申請期限までに提出する。なお、更新申請の期日は毎年9月末日とする。

1. 認定資格更新申請書（該当者には本学会から送付）
2. 単位取得確認書類（施行細則6参照）
3. 更新料（施行細則7参照）

第7章 認定医の資格の喪失

第16条 次の事由により、その資格を喪失する。

1. 正当な理由を付して、資格を辞退した時。
2. 本学会会員の資格を喪失した時。
3. 申請書類に虚偽が認められた時。
4. 所定の期限までに認定更新を申請しなかった時。
5. 認定医としてふさわしくない行為のあった者。

第8章 本制度の運営

第17条 この規則に規定するものの他、本制度の運営についての必要な事項は別に細則に定める。

第9章 規則の施行、改廃

第18条 この規則の改廃は審議会の議を経て、本学会理事会で決定する。

第19条 この規則は平成24年1月20日から施行する。